

|                     |       |       |
|---------------------|-------|-------|
| 令和6年度庁議報告事項         |       |       |
| 第17回庁議（2024年11月25日） | 健康福祉部 | 保健企画課 |
|                     | 都市基盤部 | 道路管理課 |

【件名】中野区受動喫煙防止対策基本方針（案）について

【要旨】

中野区は、受動喫煙による健康への影響を鑑み、不特定多数の区民等が利用する区の施設等における受動喫煙防止対策を講じるとともに、子どもの受動喫煙防止に取り組んできた。

今後、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進し、誰もが快適に過ごせるまちづくりを実現するため、基本方針の策定に向けた検討を進めており、方針案を整理したので報告する。

1 中野区受動喫煙防止対策基本方針（案）

別紙のとおり

2 方針の位置づけ

本方針は、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、区が受動喫煙防止対策を進めていくにあたっての基本的な考え方を示すものであり、今後、受動喫煙防止対策にかかる具体的な取組は、本方針に基づき、関連部署と連携を図りながら実施していく。

3 今後の予定

令和7年3月 基本方針策定

中野区受動喫煙防止対策基本方針  
(案)

令和6年12月  
中野区

## 目 次

|     |                              |   |
|-----|------------------------------|---|
| I   | 基本方針策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| II  | 喫煙環境をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・    | 2 |
| 1   | 国・都の規定等                      |   |
| (1) | 改正健康増進法                      |   |
| (2) | 東京都受動喫煙防止条例                  |   |
| (3) | 東京都子どもを受動喫煙から守る条例            |   |
| 2   | 区のこれまでの取組み                   |   |
| (1) | 区有施設における受動喫煙防止措置             |   |
| (2) | 路上喫煙禁止地区の指定                  |   |
| (3) | 公衆喫煙所（指定喫煙所）の設置              |   |
| (4) | 公園・児童遊園の対応                   |   |
| (5) | 受動喫煙防止にかかる周知啓発               |   |
| (6) | 禁煙外来治療費助成事業                  |   |
| (7) | 飲食店等の事業者への普及啓発・指導            |   |
| 3   | 現状における課題                     |   |
| III | 受動喫煙防止対策の基本方針・・・・・・・・・・・・    | 9 |

## I 基本方針策定の背景と目的

受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）については、健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされており、例えば、肺がん、乳幼児突然死症候群（SIDS）、虚血性心疾患等のリスクを高めるとされています。

このため、受動喫煙による健康への悪影響をなくし、国民の健康の増進を図る観点から、令和2年4月に「改正健康増進法」が全面施行され、多数の者が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権限者に対して受動喫煙を防止するための措置を講じる義務が課されることとなりました。

また、同年4月に全面施行された「東京都受動喫煙防止条例」は、特に健康影響を受けやすい20歳未満の者や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を、受動喫煙から守る観点から、都独自のルールが定められています。

なお、東京都では、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」がすでに平成30年4月に施行されており、同条例は、保護者に対する家庭内および家庭外での子どもへの受動喫煙防止義務のほか、喫煙をしようとする者に対する自動車内、公園や学校周辺での子供の受動喫煙防止義務を規定しています。

このような背景の下、中野区においても、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的とした対策を行ってまいりました。また、まちの美化の推進並びに区民等の身体及び財産の安全を図り、もって区民の良好な生活環境を確保することを目的に「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」を定め、中野駅周辺エリアを路上喫煙禁止地区に指定する等、喫煙に係る課題改善に努めてまいりました。

しかしながら、依然として施設や職場で受動喫煙に遭遇したことによる健康影響を心配する声や、受動喫煙から子どもを保護すべきとする意見が区に寄せられる等、受動喫煙防止対策は十分とは言えない状況にあります。

本方針は、区民の方の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進し、誰もが快適に過ごせるまちづくりを実現することを目的として策定します。

## Ⅱ 喫煙環境をめぐる現状と課題

### 1 国・都の規定等

日本での受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5,000人と言われ、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等の様々な疾患と関連することが明らかになっています。自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することで、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的に、国及び都では法律や条例で様々な対策を行っています。

#### (1) 改正健康増進法

「健康増進法」は、多数の者が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権限者が講ずべき措置などについて定める改正を行い、2020年に全面施行されています。

(対象施設の類型)

第一種施設 → 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎 など

第二種施設 → 第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設

喫煙目的施設 → 喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設

#### (2) 東京都受動喫煙防止条例

「東京都受動喫煙防止条例」は、特に健康影響を受けやすい20歳未満の者や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を、受動喫煙から守る観点から、都独自のルールを定めており、同じく2020年に全面施行されています。

#### 【改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の比較】

| 施設の類型 |                                                 | 改正健康増進法                                                                                        | 東京都受動喫煙防止条例                                                                                                |
|-------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種施設 | 小学校、中学校、高等学校                                    | 敷地内禁煙<br>(屋外に喫煙場所設置可)                                                                          | 敷地内禁煙<br>(屋外に喫煙場所設置不可)                                                                                     |
|       | 保育所、幼稚園                                         |                                                                                                | 敷地内禁煙<br>(屋外に喫煙場所設置可)                                                                                      |
|       | 大学                                              |                                                                                                |                                                                                                            |
|       | 医療機関                                            |                                                                                                |                                                                                                            |
|       | 児童福祉施設                                          |                                                                                                |                                                                                                            |
|       | 行政機関                                            |                                                                                                |                                                                                                            |
|       | バス、タクシー、航空機                                     |                                                                                                |                                                                                                            |
| 第二種施設 | 上記以外の多数の者が利用する施設<br>例)老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道 | 原則屋内禁煙<br>(喫煙専用室内でのみ喫煙可)                                                                       | 原則屋内禁煙<br>(喫煙専用室内でのみ喫煙可)                                                                                   |
|       | 飲食店<br>※一部取扱いが異なる                               | 以下のすべてを満たす場合、規制対象外<br>①2020年4月1日時点で既に営業している。<br>②施設内の客席部分の床面積が100㎡以下<br>③中小企業(資本金5千万円以下)又は個人経営 | 以下のすべてを満たす場合、規制対象外<br>①2020年4月1日時点で既に営業している。<br>②施設内の客席部分の床面積が100㎡以下<br>③中小企業(資本金5千万円以下)又は個人経営<br>④従業員がいない |

### （３）東京都子どもを受動喫煙から守る条例

２０１８年に施行された「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」は、子どもに受動喫煙させないため、都民は家庭内外において子どもと同室の空間で喫煙しないよう努める責務が規定されています。また、保護者は、家庭外の実動喫煙防止措置が講じられていない施設や喫煙専用室などに子どもが立ち入らないよう努める必要があると定めています。

## ２ 区のこれまでの取組み

### （１）区有施設における受動喫煙防止措置

区の施設においては、法及び条例に定める施設区分に準じ、下表のとおり受動喫煙防止措置を講じています。なお、児童福祉施設、高齢者会館、自転車駐車場は屋内、屋外とも禁煙、運動施設は屋内禁煙としています。

また、敷地内の特定屋外喫煙場所の設置にあたっては、「屋外分煙施設の技術的留意事項について」（平成３０年１１月９日厚生労働省健康局長通知）を準用することとしています。

| 類型    | 施設               | 受動喫煙防止措置             |                 |              |                 |
|-------|------------------|----------------------|-----------------|--------------|-----------------|
|       |                  | 法及び都条例の規定            |                 | 区の対応         |                 |
|       |                  | 屋内                   | 屋外              | 屋内           | 屋外              |
| 第一種施設 | 小・中学校<br>保育園・幼稚園 | 敷地内禁煙<br>（屋外喫煙所設置不可） |                 | 禁煙           |                 |
|       | 児童福祉施設           | 禁煙                   | 特定屋外喫煙場所<br>設置可 |              |                 |
|       | その他行政機関等         |                      |                 | 禁煙           | 特定屋外喫煙場所<br>設置可 |
| 第二種施設 | 文化施設             | 屋内分煙<br>（喫煙専用室設置可）   | 屋外の規定なし         | 喫煙専用室<br>設置可 | 屋外喫煙所<br>設置可    |
|       | 障害者施設            |                      |                 | 禁煙           |                 |
|       | 運動施設             |                      |                 |              |                 |
|       | 高齢者会館            |                      |                 |              |                 |
|       | 自転車駐車場           |                      |                 | 禁煙           |                 |

※区有施設における受動喫煙防止措置施行日

第一種施設：２０１９年７月１日、第二種施設：２０２０年４月１日

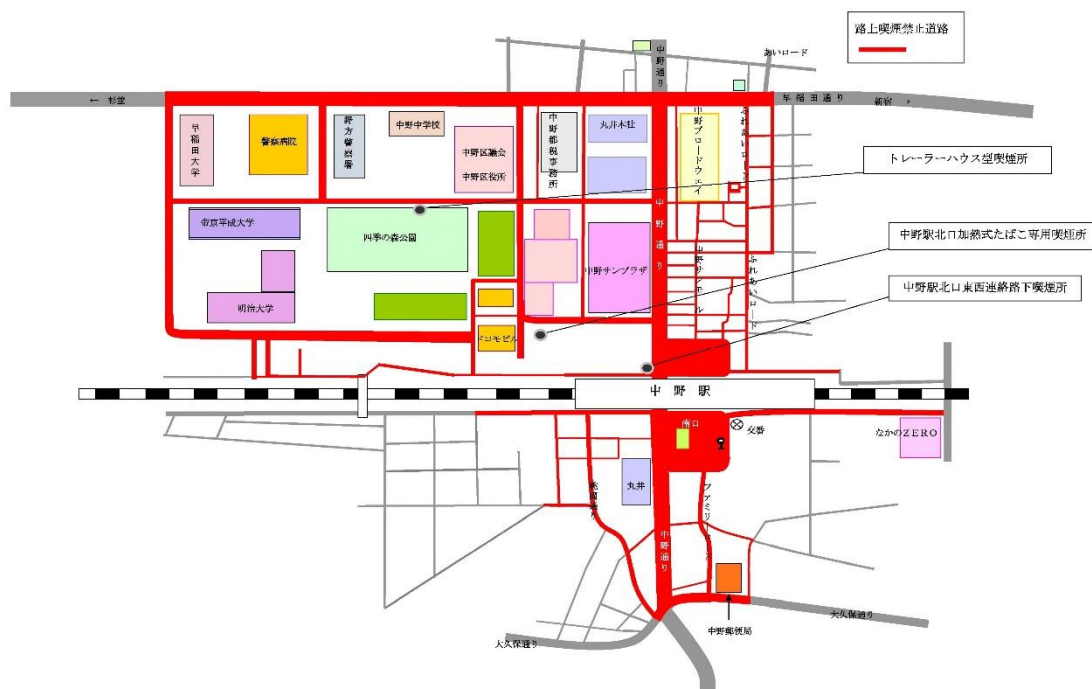
## (2) 路上喫煙禁止地区の指定

区は、歩きながらの喫煙（歩きたばこ）のない安心して過ごせるまち、吸い殻などのポイ捨てのないきれいなまちをめざして、2005年4月1日に「中野区 吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」を施行し、条例に基づき、同年7月31日から中野駅周辺を、路上喫煙禁止地区に指定しました。

また、2021年4月からは中野駅周辺の路上喫煙禁止地区の範囲を拡大しています。

条例で指定された、禁止地区内の路上（喫煙所を除く）では、歩きたばこだけでなく、立ち止まっただけの喫煙も含め、路上での喫煙は禁止しています。禁止地区に指定した道路には、路上喫煙禁止地区表示シートを貼りつけ、喫煙マナーの向上を呼び掛けています。

### 【中野駅周辺路上喫煙禁止地区】



### 【路上喫煙禁止地区表示シート】



### (3) 公衆喫煙所（指定喫煙所）の設置

吸い殻のポイ捨てや歩きタバコによる火傷被害等の防止を目的に、中野駅周辺の路上喫煙禁止地区に公衆喫煙所を3か所設置しています。

#### ●トレーラーハウス型喫煙所(中野四季の森公園管理棟前)



#### ●中野駅北口東西連絡路下喫煙所



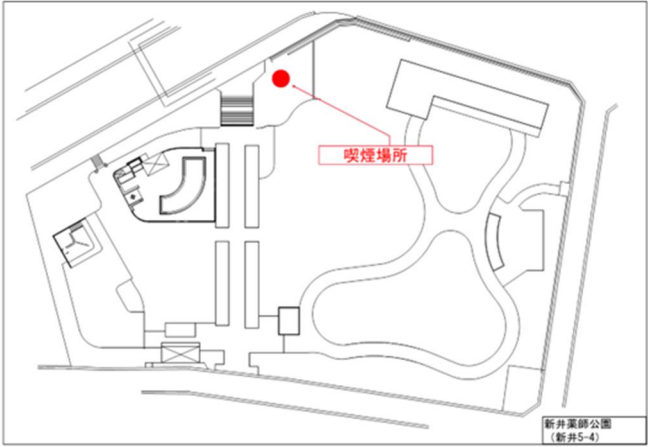
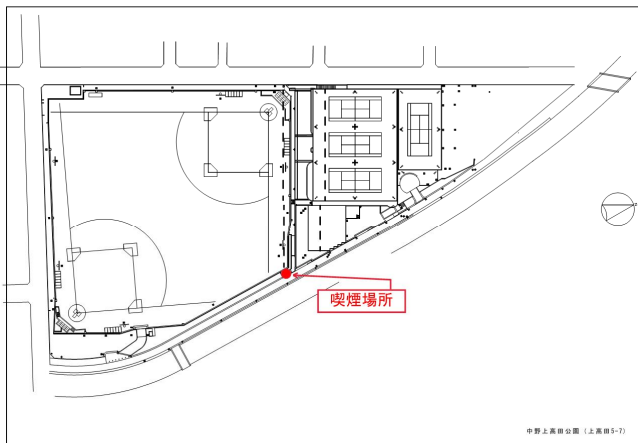
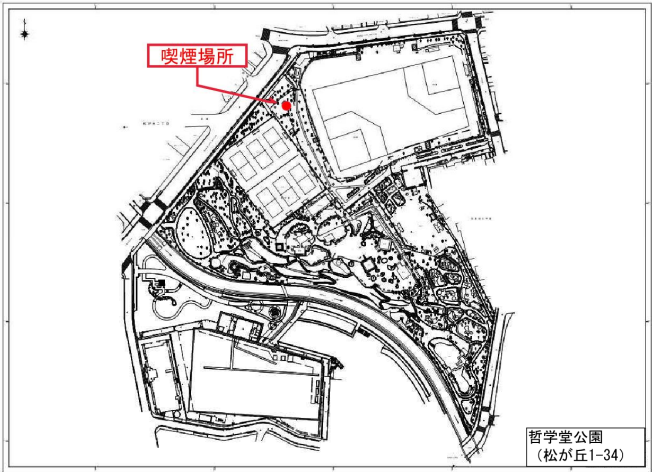
#### ●中野駅北口加熱式たばこ専用喫煙所



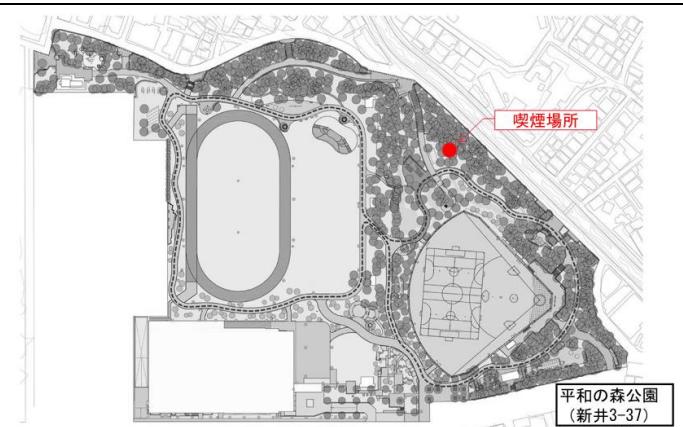
(4) 公園・児童遊園の対応

子どもを受動喫煙の被害から守る観点から、児童遊園は禁煙とし、公園については2021年1月7日より分煙化実施公園以外の公園は禁煙（加熱式たばこも対象）としています。

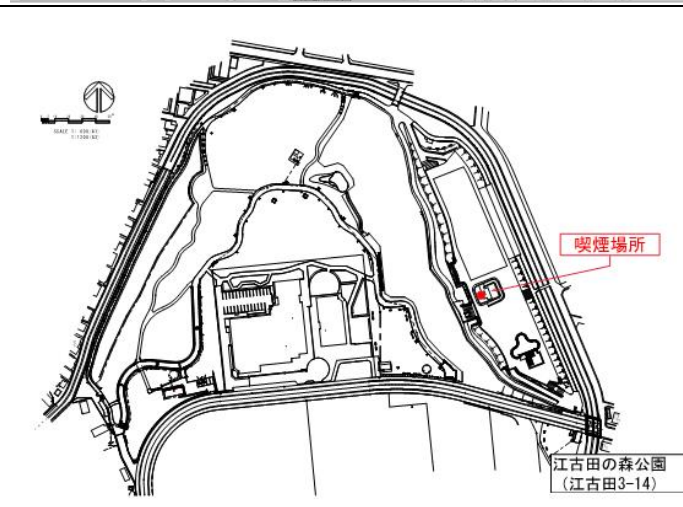
【区内の分煙化実施公園】

| 公園名(住所)                             | 喫煙場所                                                                                                            |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>●新井薬師公園<br/>(新井 4-15、新井 5-4)</p> |  <p>新井薬師公園<br/>(新井5-4)</p>    |
| <p>●中野上高田公園<br/>(上高田 5-7)</p>       |  <p>中野上高田公園 (上高田5-7)</p>    |
| <p>●哲学堂公園<br/>(松が丘 1-34)</p>        |  <p>哲学堂公園<br/>(松が丘1-34)</p> |

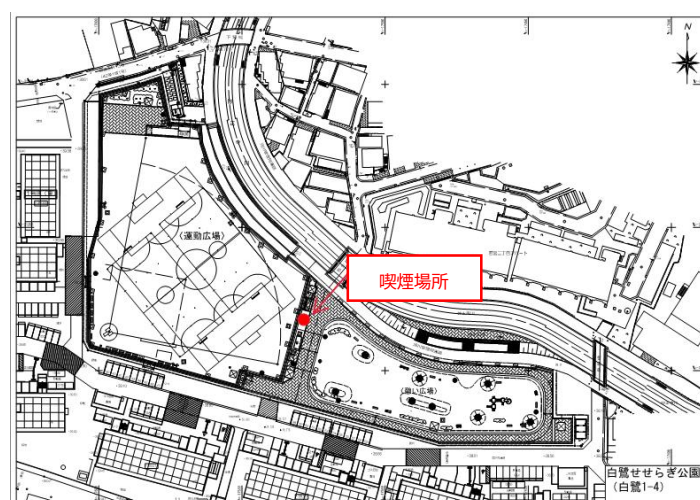
●平和の森公園  
(新井 3-37)



●江古田の森公園  
(江古田 3-14)



●白鷺せせらぎ公園  
(白鷺 1-4)



(5) 受動喫煙防止にかかる周知啓発

区報、ホームページ、ポスター・リーフレット等の配布、各種団体への説明等を通じ、法及び条例の周知を図り、受動喫煙防止に対する啓発を進めています。

(6) 禁煙外来治療費助成事業

禁煙に取り組む区民を支援し、受動喫煙による健康被害を防止することを目的として、2019年6月から禁煙治療にかかる費用の一部を助成する禁煙外来治療費助成事業を開始しています。

(7) 飲食店等の管理権限者への普及啓発・指導

健康増進法の一部を改正する法律等に則り、適切な受動喫煙防止対策が図られるよう、管理権限者に向けて普及啓発を図るとともに、通報があった場合は、現地確認ののち、改善指導を行っています。

○施設の管理権限者の主な責務

■喫煙器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙するための器具や設備を設置してはなりません。

■喫煙者への喫煙の中止等の依頼

喫煙してはいけない場所で喫煙している(または喫煙しようとしている)者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。

■標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、施設の管理権限者は喫煙室と、その施設の主な出入口の見やすい場所に、その旨を表示しなければなりません。また飲食店は、都条例により、店内禁煙の場合もその旨を表示しなければなりません。

(標識の例)



3 現状における課題

喫煙者の数については減少傾向にあるものの、区内には一定の喫煙者が存在しており、分煙環境に対する区民の意識は高まっています。喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごすことができるよう、喫煙マナーの周知徹底を図るとともに、望まない受動喫煙を防止できる環境整備を区として積極的に推進していく必要があります。

### Ⅲ 受動喫煙防止対策の基本方針

#### ○受動喫煙防止にかかる普及啓発

健康への悪影響を未然に防止するため、引き続き、区有施設における受動喫煙防止措置や公園・児童遊園における対応、禁煙外来治療費助成、飲食店等への普及啓発・指導などの受動喫煙をなくす取組を推進するとともに、受動喫煙防止対策にかかる情報を区ホームページに分かりやすく掲載する等の情報発信を行っていきます。

#### ○副流煙を外部に出さない公衆喫煙所の整備

区が設置する公衆喫煙所の仕様は、原則として、非喫煙者の望まない受動喫煙を防止する効果の高い閉鎖型とします。

区が設置する公衆喫煙所については、設置済みの喫煙所を含めて、設置場所の周辺環境を確認し、受動喫煙をもたらす恐れのある場合は、閉鎖型への変更を検討します。

#### ○公民連携による公衆喫煙所設置促進

受動喫煙防止対策を公民連携で取組み、民間企業等による公衆喫煙所の設置を促進するため、新たな助成制度を検討します。公衆喫煙所の設置要件や対象とするエリア、助成内容など、受動喫煙対策として効果的な内容を検討します。

#### ○受動喫煙防止を踏まえた路上喫煙禁止地区の検討

現在、路上喫煙禁止地区は「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」に基づき中野駅周辺に設定していますが、今後は、受動喫煙防止の観点も踏まえ路上喫煙禁止地区の指定を検討します。指定に際しては、地域の声や人流、周辺状況等を踏まえ設定していきます。

#### ○条例等整備の検討

受動喫煙をめぐる様々な課題に対して、解決に向けた適切な施策を実行していくため、必要に応じて条例等の整備を検討します。